

摂津市議会

民生常任委員会記録

令和元年6月14日

摂津市議会

目 次

民生常任委員会

6月14日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件	1
開会の宣告	2
市長挨拶	
委員会記録署名委員の指名	2
議案第34号所管分の審査	2
質疑（光好博幸委員、藤浦雅彦委員、福住礼子委員、増永和起委員）	
議案第35号の審査	7
質疑（増永和起委員）	
議案第40号所管分の審査	8
質疑（増永和起委員）	
採決	10
閉会の宣告	11

民生常任委員会記録

1. 会議日時

令和元年6月14日(金) 午前10時 開会
午前10時46分 閉会

1. 場所

301会議室

1. 出席委員

委員長 森西 正 副委員長 増永和起 委員 福住礼子
委員 藤浦雅彦 委員 香川良平 委員 光好博幸

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正 副市長 奥村良夫
市民生活部長 松方和彦 同部参事兼産業振興課長 吉田量治
保健福祉部理事 平井貴志 同部参事 川口敦子
高齢介護課長 荒井陽子

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 牛渡長子 同局総括参与 藤井智也 同局書記 竹内 恵

1. 審査案件

議案第34号 令和元年度摂津市一般会計補正予算(第1号)所管分
議案第35号 令和元年度摂津市介護保険特別会計補正予算(第1号)
議案第40号 摂津市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件

(午前10時 開会)

○森西正委員長 ただいまから民生常任委員会を開会します。

理事者から挨拶を受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

協議会等々を除きますと、令和では最初の委員会になろうかと思えます。各委員の皆さんには、何かとお忙しいところ、民生常任委員会をお持ちいただきまして、大変ありがとうございます。本日は、昨日の本会議で、当委員会に付託されました案件について、ご審査をいただくわけですが、どうぞ慎重審査の上、ご可決いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

一旦退席させていただきます。

○森西正委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、福住委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しております案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前10時1分 休憩)

(午前10時2分 再開)

○森西正委員長 再開します。

議案第34号所管分の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

光好委員。

○光好博幸委員 おはようございます。1点だけ要望だけということでさせていただきます。

11ページの6商工費、商工振興費、商品券システム構築等委託料というのは、こ

れはプレミアム付商品券のことですね。前回の報告会でも話があったと思うんですけども、既に委託先も決まっているということと、ちょっと対象の範囲も広がっているということもありますので、ぜひしっかりと広報というか、周知していただくとともに、丁寧な対応をお願いしたいというふうに思います。要望とさせていただきます。

○森西正委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 おはようございます。

今回の分は、10月からの消費税の引き上げに伴ってさまざまな取り組みということでなされるということでありまして、一つは、プレミアム付商品券、先ほどもありましたけれども、これにつきましては、先だって報告会で、その中身について報告を受けておりますので、これについては、とにかくしっかりと不公平にならないように、適切に対応していただきたいということを、これは要望しておきたいと思います。

それで民生費のほうで、介護保険料が軽減されるということになっていまして、今回、4,398万8,000円ということで、これが予算の財源が組みかえられるというようなことで、一般会計のほうから繰り入れられるということになっていると思うんですけども、その内訳は、半分は国からということで、4分の1が市からということで、あと4分の1の取り扱いなんかはどういう概念になっているのかということと、それから児童福祉総務費のこれは幼児教育の無償化の分です。こちらのほうの補正は、システム改良費等の分で、保育料なんかは多分9月に補正になると思うんですけども、この介護保険のだけは6月に組みかえをなされるということで、なぜ9月にせずに6月にすることになっ

たのかということ、これは始まる時期と関係があると思うんですけれども、私は概念としては、10月に消費税が上がるので、10月から改正されるというふうに思っていましたけれども、ちょっとその辺が違うようだけれども、その辺の説明とあわせてお願いしたいと思います。

○森西正委員長 答弁をお願いします。

荒井課長。

○荒井高齢介護課長 それでは、ただいまのご質問2点についてお答えいたします。

まず、今回の案件につきましては、先ほどおっしゃいましたとおり、令和元年10月以降に消費税率が引き上げになることに伴い、低所得者の第1号保険料の軽減強化を図るものでございます。予算書の10ページにありますように、4,398万8,000円、こちらが保険料の減額になる分ということで、内容的には第1段階から第3段階までの保険料にかかる割合が変更になるというものでございます。

6ページになりますけれども、それを国2分の1、府4分の1、市4分の1ということで、公費でその減額分を負担するというものでありまして、国庫から2,199万3,000円、府から1,099万6,000円、そして市からの1,099万9,000円を合算して、介護保険の特別会計に繰り出すということになっております。

なぜ6月議会での上程かということ、でございますけれども、介護保険料は、7月に本算定決定をいたします。この軽減につきましては、10月以降の保険料というのではなくて、4月から3月までの年間保険料についての割合が変わることになります。7月に、条例改正した金額に第1段階から第3段階の保険料が変わることになります。したがって、7

月に間に合うように今回上程させていただいているということでございます。

○森西正委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 この介護保険の軽減だけは、消費税は10月からであるけれども、4月に遡って実は実施をされるという意味で認識させていただきたいと思っております。

あとの4分の1の市の負担分というのは、今までよくやられているような交付税に入っているか、何かに入って、どこから来ますよみたいな、探してください的なものになるんだろうということ、理解しておきたいと思っております。

軽減されるということは、非常に当事者にとっても喜ばしいことだと思いますので、これは粛々としっかり執行していただきたいということで、お願いしておきたいと思っております。

以上です。

○森西正委員長 ほかにございますか。

福住委員。

○福住礼子委員 おはようございます。

商品券の販売について、一つお尋ねをしたいと思っております。販売する先がこの市役所の1か所というふうにお聞きをしていたと思っております。以前、臨時給付金もこの市役所での手続だったと思うんですけれども、今回はお買い求めに来られる方がさまざまいらっしゃると思っておりますけれども、この市役所に来るための手段は、車、自転車、バスのいろいろな利用があるんですけれども、そのところの移動に対する配慮みたいなことは何かお考えでしょうか。

○森西正委員長 吉田部参事。

○吉田市民生活部参事 それでは、福住委員のご質問に関してのご答弁をさせていただきます。

対象の方に関しましては、非課税世帯の

方ということではございますが、実際に引きかえ等や申請等、申請に関しては郵送でさせていただきますし、販売等に関しましては、代理の方でも対応させていただきますので、もしなかなか来られるのが困難な方ということでしたら、代理の方等で来ていただくことで、できるだけスムーズな対応をさせていただきますと考えております。

○森西正委員長 福住委員。

○福住礼子委員 わかりました。ありがとうございます。

市内に走っているバス等もございまして、よかったです時刻表も入れてあげると、それらも使って来られる方もいらっしゃるのかなというふうに思いますので、これはあくまでも配慮でございますけれども、よかったですご検討いただきたいと思います。

以上です。

○森西正委員長 ほかにございますか。

増永委員。

○増永和起委員 それでは、プレミアム付商品券の問題について、まずお尋ねいたします。

消費税の増税を政府は増税等で5.2兆円程度の負担増があるというふうに言っている中の2兆円程度というのは、幼児教育の無償化や社会保障の充実による支援ということで考えている。消費税引き上げに対応した新たな対策というのにもう2.3兆円を考えて、そのうちのポイント還元であるとか、プレミアム付商品券、すまい給付金、次世代ポイント制度などについては、2兆円程度の増税分に対しての手当であるということの説明をしている。そのうちのひとつが、このプレミアム付商品券ということだと認識をしているんですけど

も、このプレミアム付商品券、一つは、対象者に対して、どれぐらいの購入があるというふうにお見込みなのかということと、購入できない、しない方々というのは、どうしてしないと見込まれているのか。なぜそういうふうな見込みを立てておられるのかということについてお尋ねしたいです。

もう一つは、システム改修費、今回上がっておりますけれども、政府が言っている約2兆円という大きな枠の中の話がここには書いていないんですけれども、こういう手当をいたしますよという政府の説明のその金額の中に、こういうプレミアム付商品券だったらシステム改修費であるとか、それから委託業者に委託をしますよね、そういうふうなものも含まれているのか。その2点についてお尋ねいたします。

○森西正委員長 吉田部参事。

○吉田市民生活部参事 それでは、増永委員の二つのご質問についてお答えさせていただきます。

まず、どれぐらいの見込みをされているかということですが、70%の申請の見込みを全体としてさせていただいております。根拠に関しましては、4年前に臨時給付金を申請していただいて、給付金の金額を振り込むというような制度がされておったんですけども、その申請のパーセンテージが大体80%強という現状でございましたので、今回商品券の購入という、申請するだけではなく引換券等で来ていただく、他の議員の方もどのようにして、できるだけ受け取りしやすいようにと、配慮するよというご質問があったように、少しそういう手間というのか、手続が必要ですので、少し申請の率が減るのではないのかということで、70%という見込

みをさせていただいております。ただ、実際にこういう形での給付の制度というのは、ほぼ初めてでございますので、実際手続が始まった以降、場合によっては、また給付の伸びというのが実際にはっきりしてくるかと思っておりますので、その状況の内容次第では、またお願いをさせていただいて、補正をする場合はあるかもしれません。

見込みに関しては、前回の申請等を考慮して判断させていただいたということでございます。

2点目といたしまして、システムの改修に関しまして、いろいろな費用の中でということではございますが、事務費用も当然考慮を入れていただいておりますので、要件といたしましては、基本的には委託の分が国の補助対象になっております。

また、職員の場合でしたら、正規の職員は対象外でございまして、残業等や非常勤の方等の場合は対象になってくると書かれておりますので、そういう費用の額が今、おっしゃった対象と考えておる状況でございます。

○森西正委員長 増永委員。

○増永和起委員 今、前回の増税のときに給付金がありました。そのときに80%強だったと。今回はさらに手間がかかるので70%ぐらいだろうというお見込みということですね。これは消費税が増税する、国民に大変な負担がかかる。その負担をなくすというか、軽減するためにつくられている制度だと、政府は説明しているわけですね。ということは消費税の増税分は全ての人にかかってくるわけです。これについての対策だと言っておきながら、それを全ての人に対して届け切ることができない制度だということを初めから認めた形の政策づくりになっているということにな

ると思うんですね。本当に届いていない人たちというのは、一体どういう人なのか、そういう人に対してどういう手を打ったらいいいのかということについて考えないといけないと思うんです。先ほど福住委員のお話にもありましたように、やはり非課税で単身者の方、高齢者なんか特に、障害者の方もそうだと思うんですけれども、市役所まで来るのが大変だと。代理を頼まなければいけないが、どんな人に頼んでいいのかもなかなか見当たらないというふうな場合だってあるわけです。そういう人は切り捨てられるというか、増税分だけ負担をかぶって、これは対策ですよと、国が打ち出しているけれども、本当はそこから漏れていくというふうな形になっていくと思うんですね。この問題はそういう人たちからすれば、ただおいしそうな絵に描いたお餅を見せられて結局自分は食べられないと、負担ばかりがかぶってくるという形になっていくことだと思うんです。もちろん大もとは、この制度、国がつくっている制度ですけれども、実施していくのはやはり市町村ですから、そこはどういった方々がこの制度からはみ出していくのか、受け取れないのかということについて、もっとしっかりとした吟味というものが必要なのではないかなと思うんですが、前の臨時給付金のときの、この80%強は受け取りはったと。受け取っていない20%弱というのがどういう人だったかということについて把握しておられたらお答えください。

それから、システムの改修費とか、業務委託料とかいうのも、政府が対策費ですよと言っている予算の中には入っているということですね。それは言ったら、国民の負担の軽減には当たっていかないわけです。システムの業者とか、そういうところ

にいくわけですから、非課税の方、それから子育て世代の方に対しての対策と言いながらも、そこに対して本当に全額当たっていくわけではないということの理解でよろしいですか。その2点お願いします。○森西正委員長 吉田部参事。○吉田市民生活部参事 それでは、増永委員の2回目のご質問についてお答えさせていただきます。

まず1回目の臨時給付金の対象者の方で、申請されなかったというような方に関して、直接臨時給付金のところの対象ということで判断しているわけではございませんが、実際に申請等の案内は事務の確認をさせていただくと、対象者の方に全て送らせていただいて、かつ、されていない方に関しても促しを行ったというような内容はお聞きはしております。ただ、申請の手続きでございますので、ちょっとその方がどういう形で、どういう事情で出されなかったのかということまでは、なかなか記録等ではわかりかねるという部分はございます。

今回、できるだけ出していただくように広報等だけではなくて、比較的關係機関等にもそういう事業所等へ促す中で、できるだけ、これから非課税の方、対象の方は、判断していくんですけれども、どういう方法が、良いか考えながら周知を図っていきたいと思っております。特に福祉関係の方が出しにくいということでしたら、そういう関係機関にもお伝えしていくのは必要なことではないのかなと考えている状況ではございます。

事務費用に関しまして、プレミアム付商品券事業に関しての事務負担の部分に関しまして、予算のですね、国の対象経費として上げておりますので、その分に関し

ましては10割、国が補助対象にするという内容で聞いておる状況ではございます。

○森西正委員長 増永委員。

○増永和起委員 なかなか申請しなかった人の理由を把握することは難しいというお話でした。それは、確かにそうだろうとは思いますが、今回は、さらに購入者の割合が低くなるだろうという見込みも立てておられるわけですので、その辺は本当に丁寧に、今度は申請だけではなくて購入ができないという場合がありますね。お金が最初に用立てられないから購入ができないのか、シングルマザーの方でダブルワークをしてはるなんていったら、なかなか市役所のあいている時間に来れないとかいろいろな形があると思うんですけれども、その理由も含めてしっかり把握をしながら、それに対応していただくということを具体的にやっていただきたいなと思っております。

摂津市は70%の見込みだろうと思うんですけれども、ほかにも各市は一体どうなのかというようなこともあると思います。実際の購入率が一体どれくらいあるのかということも各市町村あると思いますので、その部分なども研究していただきながら、本当にきちっと丁寧な形でやっていただきたい。購入できない方の理由まで、できるだけつかんで欲しい。質問の電話がかかってくるというようなこともあると思うんです。ご相談もあると思うんです。そういうときにやっぱり丁寧な聞き取りをして、これが消費税の対策に本当になっているのかというところを、ぜひ国に返していただきたいというふうに思っておりますので、その部分、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○森西正委員長 ほかにございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○森西正委員長 なければ、以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

（午前10時24分 休憩）

（午前10時25分 再開）

○森西正委員長 再開します。

次に、議案第35号の審査を行います。
本件についても補足説明を省略し、質疑に入ります。

増永委員。

○増永和起委員 介護保険特別会計補正予算です。今回の分も消費税の増税に伴って低所得者の方々の保険料を引き下げるといってお話だったと思うんですけども、せっかくですから、この中身、まずは説明をいただきたいなというふうに思います。

現在の基準額、そして非課税の方々の保険料率、そして基準額は多分月額で言ってくださると思うので、月額幾らになるのか。

それと先ほどおっしゃっていましたが、ここに4分の1、市の財源が入るということです、一般会計からの分だということですけれども、地方消費税の増分というのがあると思うんですけども、その中からの一般会計繰り出しになるというふうに考え方として、お金ですから色がついているわけではないので難しいと思うんですけども、そこだけ確認をしておきたいと思います。消費税の中には、国税の分もありますけれども、地方消費税も入っていますので、摂津市としても消費税が増税になれば、その分地方消費税は上がると。その中からのここへの手当だというような考え方がいいのかということについてお答えください。

○森西正委員長 荒井課長。

○荒井高齢介護課長 それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、これは消費税率の引き上げに伴う低所得者の第1号保険料の軽減強化ということでございます。国の考えとしましては、令和2年度に完全実施ということで、今年度につきましては、その半分の軽減水準で実施することになっております。まずは年額で申し上げますけれども、本市の基準額は、介護保険料6万9,480円でございます。今回の軽減につきましては、低所得者ということで、12段階あるうちの第1・第2・第3段階の方の保険料についての軽減でございます。第1段階は、既に平成27年度に軽減を一部実施しておりますので、保険料の基準額に対する割合が0.45であるものを今回が0.375でございます。完全実施になれば0.3と考えられております。第2段階ですけれども、現在0.7という割合を0.575、それを完全実施で0.45、あと第3段階でございますけれども、割合を0.75から今回0.725に、完全実施が0.7ということになっております。実際の金額に当てはめると、第1段階につきましては、3万1,266円を2万6,055円に、第2段階が4万8,636円を3万9,951円に、第3段階を5万2,110円から5万3,733円に減額するものでございます。月額で納めていただく額ということになりますと、第1段階は平成30年度が2,605円だったものが2,171円となります。その差額としましては、434円です。第2段階は、4,053円が3,329円となりまして、その差額は724円でございます。第3段階は4,342円であるところを4,197円となりまして、その差額は、14

5円ということになります。

消費税率引き上げによる財源につきましては、後に地方消費税の交付金となって、市に交付されると想定はしておりますけれども、介護保険料の軽減分に直接充当するものではないと思っております。

○森西正委員長 増永委員。

○増永和起委員 今、お話がありましたその引き下げに充てる部分を介護保険に直接ということではないにしても、やはりこれは消費税の低所得者に対する配慮という形のものでございますから、その手当については、地方消費税が地方としては交付金という形で入ってくるということになるとは思いますので、そこは、増税分があるから、それに対する対策費用が出ていくんだよということで、摂津市が何もないところから持ち出して、そこへ充て込むということではないというふうに理解をしている。それはもちろん消費者が出した消費税の中からこういう対策も出てくるんだということだと思っておりますね。その辺は明らかにしておきたいなというふうに思います。

条例のほうで詳しく話したいと思しますので、以上で終わります。

○森西正委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 なければ、以上で質疑を終わります。

続きまして、議案第40号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。ございますか。

増永委員。

○増永和起委員 それでは、今回の条例は、介護保険料の軽減の部分、本来なら2年間連続をして軽減がされていくという政策

でありますけれども、今集まっているのは、今年度の分だけだということで、その金額しかここには書かれていないということだと思っております。

先ほど月額に直して、今回の部分の改定のところというのを教えていただきました。一応見通しですね、政府が示していると思いますので、2020年度の見通しについても、これぐらい下がるんだという話を月額でお願いしたいなというふうに一つ思います。

それと、先に言うておきますけれども、2018年に総務省が家計調査を行っております。高齢の無職の世帯の1か月の消費率というのは、夫婦で23.5万円、単身者の場合は15万円弱というふうに言われて、10%に増税したら、この2%分というのをここに掛けていくとなると、4,300円が夫婦世帯1か月ですね、単身者の場合は2,700円、これが2%増分に当たるという一応推計というのが出てきています。消費税というのは、物価ですから、8%で食品はいくんだよというふうに言ってるけれども、この4月に食品はどんどん値上がりが行われたというふうな部分とか、医療費とかには消費税はかからないけれども、その病院にとっては、機材であるとか、さまざまところで消費税がかかってくる、その部分が医療報酬の中に乗かっていくのではないかとか、いろんなことがあって単純計算はもちろんできないとは思いますが、ざっくりとした話で、夫婦世帯で4,300円の増、単身者で2,700円の増ということがあります。それに対して、今回の低所得者の部分がどれぐらいのものであって、どういうふうな認識をお持ちなのか、もちろん消費税のカバーをするというのは、この介護

保険料の引き下げだけの話ではないので、いろんな複合的なものがあるので、これだけでその部分全部カバーしますという話にはもちろんならないのはわかっていますけれども、先ほどのプレミアム付商品券の中で、70%の人しか購入されないだろうという見込みを市が最初から持っているというふうな、そういう問題もあるわけなんです。本当にいろいろ対策をとってますよ、やってますよと言うけれども、それが届いていくのかということについて、やはり見ていかないといけないというふうに。そうでなければ、届かない人たちはどんどん貧困に陥ってしまうということは片や起こっていくと思うんです。

もう一つ、第4段階、第5段階、基準額の方々というのも非課税です。世帯が課税でないということで、ここがどうして省かれたのか、今度の対策の中から。そういうことについてお答えください。

○森西正委員長 荒井課長。

○荒井高齢介護課長 それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

先ほど国の考えでは、令和2年度に完全実施ということで申し上げましたけれども、今回の条例改正につきましては、まだその先の金額は示しておりません。ですので、令和元年度、令和2年度ともに同じ額での改定となっておりまして、今年度中に国の方針がまた示されて、次の改正になるという予定でございます。

金額としましては、今が半分の実施ということで、同じ額が引かれるということになりますので、まず年額で申し上げますと、平成30年度との差は、第1段階が1万442円の減額ということになりまして、月に直しますと868円安くなるということになります。第2段階につきましては、

年額で申し上げますと、1万7,370円減額となりまして、月に直しますと1,448円減額となります。第3段階につきましては、年額で3,474円減額となりまして、月に直しますと289円の減額となります。

この保険料の軽減強化の考え方は、今は2年間だけ示されておりますけれども、次の令和3年度になりますと、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画が次の第8期に入りますので、その前にまた国の考えが示されてくるのではないかと思います。

第4段階、第5段階の違いといいますと、世帯全員が非課税であるということでの線引きでしか違いが出てはこないんですけれども、ここをもって国としては低所得者というふうに考えていると思われま

す。○森西正委員長 増永委員。

○増永和起委員 今示していただいた数字ですと、第1段階の方で月額で完全実施が行われても868円の差しか出ないと。先ほど言いました夫婦世帯4,300円、単身者2,700円の消費税増があるんですけども、介護保険としては868円が第1段階。第2段階は1,448円、ちょっと上がりますけれども、それでもそんなに大きな金額ではないと思います。第3段階になると、何と289円しか今と差がないということになってしまうんですね。本当に増税分が重くのしかかるけれども、その対策というのは、本当になかなか少ないというふうに思っております。第4段階、第5段階は、世帯が課税であっても、本人は非課税ということで、収入が低い方々です。そういう方々がやっぱり対象にならないのは、私はおかしいなというふうに思っております。介護保険料が年金から天引きをされますけれども、この介護保険料、例え

ば子どもと同居してはって、子どもの扶養に入っていらっしゃるといふふうになっても、その扶養の方の介護保険料とかいうのは、年金から天引きされると税の控除もできないんですよ。片やそういうことをしておきながら、課税の人がおるんだから、あんたも面倒を見てもらえということで、こういう金額の差も大きく出てきますし、軽減措置もとられないと。本当に、減免の制度の対象からもここは省かれているということになりますよね、摂津市の中でもね。本当にこういう方々に対してもしっかりとした手当をしていただきたいと思うので、摂津市の減免制度をここまでしっかり広げていただきたいなど、これは要望にしておきますけれども。今の減免、第2段階、第3段階の方々への減免も周知徹底してください。これも要望としておきますけれども、ぜひお願いしたいなというふうに思っております。

本当に国の制度の中から漏れてしまう方々というのがたくさんあって、負担がどんとかかるにもかかわらず、そういう方々についての対策というのがしっかりと届かないというのが現状ではないかというふうに思います。今後、次の第8期の介護保険の算定とかも行われていくんだと思うんですけども、こういう負担がのしかかっているんだと、高齢者の皆さんに対して。そこをしっかりと認識をしていただきながら、基金の活用とかいろいろなことがあると思いますので、ぜひ負担が軽くなるようなことを考えていていただきたいなというふうに思います。以上で終わります。

○森西正委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 なければ、以上で質疑を

終わります。

暫時休憩します。

(午前10時44分 休憩)

(午前10時45分 再開)

○森西正委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第34号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 全員賛成。よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第35号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 全員賛成。よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第40号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 全員賛成。よって本件は可決すべきものと決定しました。

これで本委員会を閉会します。

(午前10時46分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により、署名する。

民生常任委員長 森西 正

民生常任委員 福住 礼子